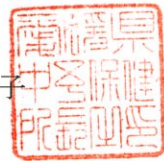


# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市南吉田町2145番地1  
氏名 松山容器株式会社  
代表取締役 今城 靖浩  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項の許可を受けた者である  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~  
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和 元年 6月18日  
令和 6年 5月30日

## 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん  
以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当事項なし

## 3. 許可の条件

該当事項なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和52年 7月 8日 (当初許可)

平成 6年 5月31日 (更新許可)

平成 8年 2月27日 (変更許可 (廃アルカリ、繊維くずの追加及び汚泥、燃え殻の積替え保管行為の追加))

平成 9年 2月 7日 (住所変更 (旧：松山市市坪西町 1007 番地 1))

平成11年 5月31日 (更新許可)

(裏面に続く)

( 裏 面 )

平成11年 6月 3日 (変 更 許 可 (ゴムくず、ばいじんの追加))

平成15年 3月21日 (代 表 者 変 更 (旧:今城 増美))

平成16年 5月31日 (更 新 許 可)

平成18年 5月 2日 (代 表 者 変 更 (旧:中野 通房))

平成21年 5月31日 (更 新 許 可)

平成26年 5月31日 (更 新 許 可)

令和 元年 6月 8日 (更 新 許 可)

令和 4年 5月 1日 (代 表 者 変 更 (旧:天野 和久))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 (有)・無

松山市 許可番号 8910006320

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・(無)